

すずかし じどうせいと みな  
鈴鹿市の児童生徒の皆さんへ

## 「鈴鹿市子ども条例（仮称）をつくるための アンケート」へのご協力のおねがい

れいわ ねん がつ  
令和6年1月

鈴鹿市では、「子どもの権利」が守られ、全ての子どもたちが、自分らしく、  
健やかに成長し、遊んだり、勉強したりできる、「子どもにやさしいまち」  
をつくることを目指し、「鈴鹿市子ども条例（仮称）」を新しくつくりま

す。この条例は、大人だけではなく、子どもたちの意見も参考にしてつくって  
いきたいと考えていますので、アンケートへのご協力をお願いします。

### ● 「子どもの権利」って？

「子どもの権利」は、世界中のすべての子どもたちが持っている権利です。

たとえば、

「自由に遊んで、学校で勉強が出来ること」

「ごはんや寝るところがあって、安心して暮らせること」

「自分の思っていることを言えて、やりたいことができること」

「怖い思いや、痛いことをさせないこと」

など、心身ともに健康に、自分らしく育つための権利を、子どもたちは生まれながらに  
して持っています。

これらの子どもの権利は、1989(平成元)年の国連総会で採択された「子どもの権利  
条約」に定められており、日本は1994(平成6)年にこの条約を結んでいます。

子どもの権利について、もっと知りたいと思った方は、日本ユニセフ  
協会のホームページに、さらに詳しいことが載っていますので、ぜひ  
そちらも見てみてください。



日本ユニセフ協会  
「子どもの権利条約」

※このアンケートは「鈴鹿市役所 子ども政策課」が実施します。答えた内容は、  
子ども条例をつくる以外の目的では利用しません。皆さんが思ったとおりに  
回答してください。